

契約条項（業務委託契約書）

- 1 委託業務の名称 冷却塔分解整備業務
- 2 委託業務の場所 倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院
- 3 委託業務の期間 令和6年 月 日から令和6年11月10日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
- 5 契約保証金 (金 円) (免除)

上記の業務について、鳥取県立厚生病院（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

【書面による契約の場合】

この契約の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

【電子契約の場合】

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を行なった上、各自その電磁的記録を保存する。

令和6年 月 日

発注者 住 所 倉吉市東昭和町150番地
名 称 鳥 取 県
鳥取県立厚生病院
代 表 者 院 長 花 木 啓 一

受注者 住 所
名 称
代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添冷却塔分解整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約及び仕様書を内容とする業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、委託業務を頭書記載の委託業務の期間（以下「業務期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る業務委託料を支払うものとする。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者及び受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約及び仕様書における期間の定めについては、この契約又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約の履行に関して発注者及び受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

【契約保証金免除の場合】

(契約保証金)

- 第2条 この契約に係る受注者の契約保証金は、これを免除する。

【契約保証金納付の場合】

(契約保証金及び契約保証金の処分)

- 第2条 受注者は、契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇〇〇〇円を発注者に納付しなければならない。
- 2 発注者は、受注者がこの契約の内容を履行したときは、受注者の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を受注者に還付するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第4条 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- 2 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- (1) 再委託の契約金額が業務委託料の50パーセントを超える場合
- (2) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
- 3 受注者は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(秘密の保持)

- 第5条 受注者は、委託業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- 2 受注者は、委託業務に従事する者並びに前条の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 発注者は、受注者が前2項の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償を請求することができるものとする。
- 4 前各項の規定は、委託業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(個人情報保護)

- 第6条 受注者は、委託業務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、従事者等に対して特記事項を遵守させなければならない。
 - 3 前各項の規定は、委託業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(特許権等の使用)

- 第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は作業法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は作業法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務管理担当者)

- 第8条 この契約の履行に関する業務管理担当者は、鳥取県立厚生病院事務局総務課の担当職員とする。
- 2 業務管理担当者は、この契約の履行に関し、この契約に定める職務のほか、次に掲げる権限を有するものとする。
 - (1) この契約の履行についての次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
 - (3) 委託業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
 - 3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類(第11条に定める措置請求、及び第16条に基づく請求書を除く。)は、業務管理担当者に提出するものとする。
 - 4 前項の書類は、業務管理担当者に提出された日に、発注者に提出されたものとみなす。

(業務責任者の選任)

- 第9条 受注者は、次の事項を処理する業務責任者を選任し、その氏名を書面(様式1号)により発注者に通知しなければならない。この場合において、業務責任者を変更したときも同様とする。
- (1) 業務担当者の指導監督及び業務の総括
 - (2) 委託業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整
 - (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

(業務担当者の配置)

- 第10条 受注者は、委託業務に支障のないよう的確な業務担当者を配置するものとする。
- 2 受注者は、業務担当者の配置替え等を行うときは、業務処理能力の低下その他支障の生ずることのないよう配意して行うものとする。

(業務関係者に関する措置要求)

- 第11条 発注者は、受注者が委託業務に着手した後に業務責任者又は業務担当者が委託業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(委託業務の調査)

- 第12条 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(検査)

- 第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、委託業務の完了を書面(様式2号)にして発

注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の委託業務の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の再検査の場合において準用する。

(責任の制限)

第14条 発注者又は受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れるものとし、発注者は、当該部分について業務委託料の支払い義務を免れるものとする。

(作業の手直し等)

第15条 発注者は、受注者の実施した作業が仕様書に適合していないと認めるときは、受注者に対し、作業の手直し及び業務の改善を指示することができる。この場合における費用は、受注者の負担とする。

(業務委託料の支払)

第16条 受注者は、第13条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の検査が合格と認められた場合、業務委託料の支払いを発注者に請求する

- 2 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る業務委託料を支払う。
- 3 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(必要経費の負担)

第17条 受注者は、委託業務の実施に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 委託業務に必要な機械器具類及び消耗品類に要する経費
- (2) その他委託業務に附帯する経費

- 2 受注者は、委託業務の実施に必要な光熱水費の経費について、事前に発注者の承諾を得ることにより無償で使用できるものとする。

(支給材料)

第18条 発注者は、委託業務の実施に必要があると認める場合は、受注者に対して支給材料を提供するよう努めるものとする。

- 2 受注者は、発注者から支給材料の提供を受けた場合は、業務担当者に責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(貸与品)

第19条 発注者は、委託業務の実施に必要があると認める場合は、受注者に対して貸与品を貸与するよう努めるものとする。

- 2 受注者は、発注者から貸与品の貸与を受けた場合は、業務担当者に責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(資機材置場等)

第20条 発注者は、委託業務の実施に必要があると認める場合は、受注者に対して資機材置場等を提供するよう努めるものとする。この場合において、行政財産の使用料は免除とする。

- 2 受注者は、発注者から資機材置場等の提供を受けた場合は、業務担当者に責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(委託業務内容の変更)

第21条 発注者は、必要があるときは、委託業務内容の変更を受注者に通知して、委託業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、変更契約を締結することにより業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による業務委託料の変更)

第22条 委託業務期間内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者及び受注者で協議して変更契約を締結することにより業務委託料を変更するものとする。

(臨機の措置)

第23条 受注者は、委託業務の実施に必要と認めるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者の間で協議して、現場の状況に応じた臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、受注者は、講じた措置の内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、委託業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を講じることを請求することができる。

4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した経費のうち、業務委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

第24条 受注者は、委託業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときはその限度において発注者の負担とする。

3 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は前項の規定による賠償の責めを負わない。

(追完請求権)

第25条 発注者は、委託業務の検査完了後において、委託業務が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであることが発見された場合、受注者に無償で補修及び履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(任意解除)

第26条 発注者は、次条又は第28条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除する場合、契約解除の2か月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(催告による解除)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由がなく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

- (2) 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として業務委託料の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(催告によらない解除)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の履行不能が明らかであるとき。
- (2) 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は委託契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として業務委託料の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による規約の解除をすることができない。

(解除の制限)

第29条 第27条第1項各号及び前条第1項第1号から第4号までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(賠償の予定)

第30条 受注者が第28条第1項第5号に該当する行為をしたと認めるときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第31条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより委託業務を完了することが不可能となったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託業務期間の満了又は契約解除に伴う措置)

第32条 受注者は、委託業務期間の満了又は契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第13条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料を受注者の故意又は過失により滅失若しくは毀損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、委託業務期間の満了又は契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品を受注者の故意又は過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、委託業務期間の満了又は契約が解除された場合において、資機材置場等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、資機材置場等を修復し、原状に復してから発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は資機材置場等の修復及び原状の回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、資機材置場等を修復及び原状の回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復及び原状の回復について異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復及び原状の回復に要した費用を負担しなければならない。

(遅延利息の徴収)

第33条 受注者の責めに帰すべき理由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額の遅延利息を受注者より徴収することができる。

(賠償金等の徴収)

第34条 受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料を相殺するものとし、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第35条 この契約の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者の間で協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者及び業務担当者の業務の実施に関する紛争については、第11条第2項の規定により受注者が決定を行った後又は受注者が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、発注者又は受注者は、前項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(専属的合意管轄裁判所)

第36条 この契約に係る訴えについては、鳥取県倉吉市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第37条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記1

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に係る業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この契約に係る契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受注者は、この契約に係る契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約に係る契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）

するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者又は受注者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約に係る契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受注者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。